

男女共同参画社会の実現を目指して

2015年6月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364



～働く女性を傷つける言葉～

少子高齢化により労働人口が減少する中、貴重な戦力として女性の活躍が期待されています。

しかし、働く女性の中には、「女だから」という理由で心無い言葉を浴びせられ、深く傷ついている方も少なからず存在します。中にはセクシャルハラスメント、モラルハラスメント等に該当するものもあります。今回は、そのような言葉の一例を紹介します。

■「女は〇〇だから」

「女はすぐに泣く」「女は感情的だ」など、根拠のない決めつけで相手を軽く見る言葉です。個人の能力・性格等をまったく考慮していません。

■「女のくせに」「これだから女は」

出世したり、意見を主張したりと、自分より優位にある女性に対して「女のくせに」と言う事例があります。また、女性がミスをした時など不利な立場にある時に、それが性別に関係ないものでも「これだから女は」となじられる事例もあります。これは「女は男より下にあるべき」「女は男より劣った存在」という偏見の表れです。産休・育休の申請をした時に「だから女を雇うのは嫌だったんだ」と言われたという事例もあります。



■「女は楽でいいよね」

「女は結婚すれば働かなくてもよくなる」「女は男に媚を売れば楽が出来る」など、女だから楽が出来ているという根拠のない決めつけです。相手の努力を完全に無視しています。

■(未婚者に)「まだ結婚しないの」(既婚者に)「子どもは産まないの」

「女は結婚して子どもを産むもの」という固定観念がうかがえる言葉です。忙しさや経済的事情など相手の事情を考慮しておらず、また相手の職業人としての立場を軽視しています。単なる世間話のつもりでも、言われた側は「私は職業人として見られていない」と感じてしまいます。

■(子供のいる女性に対して)「子どもがかわいそう」

子どもを保育所等に預けて働いている女性に対してよく言われる言葉です。経済的事情や生きがいなど様々な理由から働いているのに、「母親は子どものそばにいるもの」という固定観念から、相手の事情を無視してこのような言葉が投げかけられます。こう言われた相手は「私は子どもを苦しめている」と自分を責めてしまいます。



傷つくことを言われたら 自分を責める必要はありません

- ・傷つく言葉は言った側が悪いのであって、言われた側が悪いではありません。
たとえ業務上のミスが原因でも、それで相手を傷つけても良いということにはなりません。
- ・信頼できる人など誰かに話を聞いてもらうのも、気持ちを落ち着けるのに有効です。
身近な人に話しにくい場合は、公的な相談窓口なども利用できます。
- ・可能ならば、傷ついていると相手に知らせるためにも、相手に「NO」の意思表示をしましょう。
口頭で伝えるのが難しい場合、手紙や人づて（同僚、先輩、上司等）で伝える方法もあります。



傷つけることを言ってしまったら 相手にきちんと謝りましょう

- ・まず、「NO と意思表示をしない=嫌がっていない」ではないことを理解しましょう。
「相手が上司（先輩、取引先）だから」「拒否したら不利益な扱いを受けるかもしれない」
「職場の人間関係を気まずくしたくない」など、様々な理由から「NO」と意思表示できない場合があります。
- ・自分では「このくらい平気だろう」と思っても、相手は不快に感じている場合もあることを留意しましょう。
- ・自分の言動を相手が嫌がっていると感じたら、すぐに止めて謝りましょう。
謝罪・反省の気持ちをきちんと示せば、それ以上に不適切なハラスメントになることはありません。

～相談機関のご紹介～

一人で悩まずお気軽にご相談ください

<p>★連合大阪 なんでも相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談・面接相談予約 ☎0120-154-052 10:00～17:30（土日・祝日は除く） ●メール相談 info@osaka.jtuc-rengo.jp 必ず連絡先、電話番号をご記入ください 	<p>★大阪労働局雇用均等室 ☎06-6941-8940 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <p>★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>
<p>★働く女性の全国ホットライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●無料電話相談 ☎0120-787-956 毎月5・10・15・20・25・30日 平日の場合 18:00～21:00 土日・祝日の場合 14:00～17:00 ●有料電話相談予約 ☎03-6803-0796 1時間2,000円（前払い） 	<p>★ドーンセンター （大阪府立男女共同参画・青少年センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 ☎06-6937-7800 火～金曜日 17:00～20:00 土・日 10:00～16:00 ●面接相談予約 ☎06-6910-8588 火～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土・日 9:30～13:00 13:45～18:00
<p>★大阪府総合労働事務所 ☎06-6946-2600（労働相談） ☎06-6946-2601（セクハラ相談） 9:00～17:45（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間相談 第1・2・3・5木曜日 20:00まで 相談日が祝日の場合は翌日に実施 	<p>★大阪府総合労働事務所南大阪センター ☎072-273-6100（労働相談） ☎072-273-6321（セクハラ相談） 9:00～17:45（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間相談 第4木曜日 20:00まで 相談日が祝日の場合は翌日に実施
<p>★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★インターネット人権相談 24時間利用可能 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</p>